

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、結論において妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年3月22日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「特定高校の生徒が自殺したことに関する基本調査、詳細調査報告書（概要版以外のもの）などすべての資料」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」及び「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書には条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和3年4月14日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年4月26日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年3月8日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

部分開示決定の処分を取り消し、氏名、生年月日以外の情報開示を求める。

2 審査請求の理由（要旨）

第三者の証言がほとんど黒塗りにされており、起こった事実が明らかにできない。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」のうち、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名・生年月日・出席状況・成績・部員に関する情報）、部活動の特定に繋がる情報、生徒に対するア

ンケート調査内容については、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」のうち、学校の特定に繋がる情報、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名）、部活動の特定に繋がる情報については、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

不開示部分は上記項目に限定されている。死因や事案発生場所、個人・学校・部活動の特定に繋がる情報及び第三者の証言については、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断できる。第三者への配慮からも不開示が妥当である。

審査請求人は、「第三者の証言がほとんど黒塗りにされており、起こった事実が明らかにできない」と主張するが、調査結果として重要な回答内容については、基本調査報告書の中で担保されており、この指摘は当たらない。

以上のことから、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書が、特定の高校が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」とその添付資料及び県教育委員会が委嘱した第三者調査委員がとりまとめた「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」であることを確認した上で、実施機関に対し、本件公文書の開示不開示の判断理由について説明を求めた。実施機関は、不開示部分の不開示根拠として条例第7条第2号を掲げている。さらに、本件開示内容については、文部科学省の指針に基づき、遺族及び学校関係者と調整を行いながら決定したとのことであった。

1 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定しており、「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味するものである。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれるものである。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にしなければな

らない場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

同号ただし書ウの「職務遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味し、県の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、不開示情報から除外することを定めている。ただし、公務員等の氏名については、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものについては、個人情報として保護することとしたものである。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書の「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」のうち、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名・生年月日・出席状況・成績・部員に関する情報）、部活動の特定に繋がる情報、生徒に対するアンケート調査内容について条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断している。また、本件公文書の「児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る詳細調査報告書」のうち、学校の特定に繋がる情報、死因の詳細に関する情報、事案発生場所の情報、個人に関する情報（氏名）、部活動の特定に繋がる情報についても、同規定の不開示情報に該当すると判断している。

審査会において、本件公文書を確認したところ、当該公文書のうち、生徒氏名、生年月日は特定の個人を識別することができ、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当する。また、生徒の出席状況や成績、学校名、部活動の特定に繋がる情報等については、その記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができない情報であっても、当該情報に含まれる複数の記述等の組み合わせにより特定の個人が識別されうる情報であり、生徒や職員への聞き取り調査の内容については、関係者が有する特定の事案に対し見聞きした体験に関する証言で、特定の個人と密接に結びつき極めて個人的な事柄に属する情報である。これらの情報は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、「個人に関する情報」を規定する同号の不開示情報に該当すると認められる。

3 その他、文部科学省指針の運用について

実施機関からの説明によると、本件公文書の部分開示の判断に当たっては、文部科学省指針に基づき、遺族に聞き取りを行い、遺族の意向も最大限に尊重した上で判断したということであった。

文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、「背景調査に当たっては、個別の状況に応じた柔軟な対応が必要であることに留意し、場面

に応じて最善と思われる方策を臨機応変に検討」することとしている。また、「調査報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める」ことや、「報道機関に対して報告書を公表する場合、遺族への配慮のみならず、子供への配慮も必要であり、例えば個人が特定できないような措置をとるなど公表する範囲についても留意する」こととしている。

実施機関は、開示前に遺族及び学校関係者と調整しながら丁寧に対応してきたということであった。

実施機関の説明に不合理な点はなく、本件公文書について、部分開示とした実施機関の判断は妥当であると認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(付言1)

本件処分においては、本件公文書中、同一の情報について、開示した箇所と不開示とした箇所が確認できた。

今後、実施機関における公文書の開示不開示の決定に当たっては、条例第7条各号に定める不開示情報の慎重な取扱いと、統一的な判断を求める。

(付言2)

本県における情報公開制度では、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の基準時は、開示決定等の時点としている。

本件同様「子供の自殺が起きたときの背景調査における基本調査報告書」の開示が求められた過去の事案において、当審査会は答申第154号で、特定教諭の氏名は開示が妥当であると判断しているが、これは、当該事案の開示決定等の時点において、特定教諭の懲戒免職処分の公表により、既に教諭の氏名が公表されていたことから、当該情報は条例第7条第2号ただし書アの公にされている情報に該当すると判断したものである。

本件においては、開示決定時に特定教諭の氏名は公表されていないことから、不開示とするのが妥当であると判断した。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
儀部 和歌子	弁護士	※令和5年1月8日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	※令和5年1月9日以降
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年3月8日	諮問書受理
令和4年12月22日	審議（第340回）
令和5年1月25日	審議（第341回）
令和5年3月16日	審議（第342回）
令和5年4月19日	審議（第343回）
令和5年5月24日	審議（第344回）
令和5年6月28日	審議（第345回）
令和5年10月27日	審議（第349回）
令和6年2月20日	審議（第353回）
令和6年3月26日	審議（第354回）